

第 3 7 回 玉村町農業委員会議事録

【事務局長】

ただ今から、第 3 7 回玉村町農業委員会を開会いたしますが、本日が皆様の任期最後の農業委員会となりますので、町長から一言いただきたいと思いますのでよろしくお願いします。

【町長】

石川です。本日が皆様の任期中の最後の農業委員会ということで、3 年間本当にありがとうございました。この 3 年間で農業環境や作物の生育環境も激変する中、皆様方の適切な助言と判断により、農業者の福利は向上しているかと思います。3 年間の皆様のご尽力に心から感謝しますとともに、今後のご活躍をご祈念申し上げまして、挨拶とさせていただきます。本当にありがとうございました。

【事務局長】

ありがとうございました。町長は別件の公務がございますので、退席させていただきます。では改めまして、農業委員会を開催したいと思います。それでは、会長より挨拶をお願いいたします。

【会長】

お忙しい中お集まりいただきありがとうございます。本日は最後の委員会でございます。農業を取り巻く状況が大変厳しい中、3 年間の任期が満了となります。任期中に審議した案件数は農地法第 3 条関係が 6 6 件、第 4 条関係が 1 5 件、第 5 条関係が 1 3 9 件となります。また届出につきましては、農地法第 3 条の 3 第 1 項の相続関係 5 0 3 件、第 4 条の市街化区域内農地の転用届出が 7 件、第 5 条の市街化区域内農地の転用届出が 8 5 件、農地法第 1 8 条第 6 項の合意解約が 1 5 6 件となります。話は変わりますが、玉村町内ではほぼ田植えが完了したと思います。去年は 1 表あたり 3 2, 0 0 0 円くらいの単価だったが、今年は米の流通が滞っている。そこで農林水産省が 2 0, 5 3 5 円という米のコスト指標を出したが、今後議論されると思われる。現状物価は上がっており、また当然農業者は去年の単価が頭に残っている中、8 月末には新米が出る。その新米の価格が果たして何円相当になるか。野菜にも言えることだが、適正価格が出ない。このように大変厳しい状況ですが、今後ともよろしくお願いします。

【事務局長】

ありがとうございました。それでは、会長が議長になりまして、議事の進行をお願いいたします。

【議長】

本日の出席委員は 9 名ですので、総会は成立しております。

玉村町農業委員会会議規則第 1 4 条第 1 項の規定による議事録署名人ですが、1 1 番委員 1 番委員を指名します。なお、本日の会議書記には、事務局職員を指名します。

それでは、議事に入ります。議案第 1 号番号 1 について事務局より説明をお願いいたします。

【事務局】

議案第 1 号 農地法第 3 条第 1 項による許可申請についてです。

〈議案第 1 号番号 1 について説明〉説明は以上です。

【事務局】

補足です。申請地については問題ないかと思いますが、譲受人に懸念がございます。当該法人が本件に関して事前相談に来た際に、現時点で所有している農地の多くで耕作がされていない状況を指摘しました。許可要件の一つに「全部効率利用要件」があり、農地を効率的に全て使って、それでも足りないから売買で取得するというのが本来の農地法第 3 条の趣旨です。よって、現在のままでは本件を許可するのは難しいということは伝えました。そのうえで本日農振部会で現地を見てきましたので、その意見を踏まえご審議の程お願いいたします。

【議長】

事務局の説明もありましたが、耕作状況に少々疑義がある法人のように見受けられます。本日現地確認をしたところ、カボチャと茄子を栽培していた。また、某学校の食育体験をさせる場所との活用している旨の案内看板が設置してあった。それを踏まえ、農振部会から報告がありますのでよろしくようお願いいたします。

【農振部会】

この件に関しましては、譲受人が以前に取得した農地の耕作状況を現地確認した結果、部会としては許可相当と判断いたしました。

【議長】

それでは、議案第 1 号番号 1 について審議を行います。

ご意見、ご質問のある方は挙手願います。

【事務局】

補足ですが、農業体験のようなことしているとの話は聞いてます。取り組み自体は非常に良いことだが、それと全部効率利用要件は別だと申請者には説明済みです。また、売買価格も実際の相場よりかなり高く、投資目的ではないかという懸念がある。そういった事情も含めてご審議ください。

【議長】

ご意見、ご質問のある方は挙手願います。

【5 番委員】

何反も所有している人が営農面積を広げたいのと、何も持っていない人が新規で始めたいでは意味合いが違いうと思うが、過去に受理してきた案件の経緯を鑑みると、農業する意思があれば良いのかと思っていた。以前にはあった一定の営農規模がないと買えないというルールは既に廃止された。申請人の耕作状況については承知したが、農業する意思があれば今までは認めてきた。反対すると整合性がつかないという懸念がある。

【事務局】

基本的には複数ある許可要件を満たした上で、かつ取得した農地でしっかり耕作することが要件だと思ってお

ります。本件に関しては、やはり全部効率利用要件に関して議論の余地があると思っていました。

【5番委員】

売りたい側の事情もある中、耕作面積だけで不許可にするのはどうなのか。部会として許可相当と判断したなら、良いのではないか。

【事務局】

大前提として投資目的や将来の5条転用を見据えての取得は、法の趣旨に反する。ただ要件を満たして、しっかり農業をするということであれば、申請は通すべきだと思いますので、そこが難しいと思います。

【7番委員】

似たような事例が過去にあった。投資目的でないことを書面で残すということはできないか。

【事務局】

以前はそのような書面の提出を求めていました。ただし提出を強制することは法律上不相当だと判断が国から示されたので、現在はそのような運用はしておりません。

【事務局】

農地法の難しいところですが、おそらく本件が将来への投資が疑われるということは、おそらく皆さんも懸念されているかと思いますが、当然申請書にはそのような旨は一切記載されていない。疑わしいという理由で不許可というのは法律的に難しく、不許可にするなら相応な根拠が必要になってきます。例えば申請者が以前に3条で取得した農地を、取得直後に工場用地に転用してしまった等の事実があれば、その事実に基づき不許可の判断をする余地もあると思うが、現時点でそのような事実はない。農業をするという名目で買うとの申請が出ているなら、最も懸念される全部耕作利用要件を満たすか審議する必要がある。申請者が過去に取得した農地については、全面耕作しているとは言えない状況にあるが、しかし全く耕作していないわけでもない。その状況を本日農振部会で見た結果、許可相当という判断に至った次第です。

【議長】

本日現地を見た結果では、茄子とカボチャを栽培していると認められる。

番号1について、原案のとおり、許可することに賛成の方は挙手願います。

（全員賛成）

番号1は、許可と決定いたします。

次に、議案第2号番号1について、事務局より説明をお願いいたします。

【事務局】

議案第2号 農地法第5条の許可申請について説明します。

番号1 令和8年6月17日受付。売買による太陽光発電施設用地としての農地転用です。

〈譲受人、譲渡人、申請地について説明〉

申請理由は、申請地を太陽光発電用地として売却するための5条転用です。

農地の判断については、第1種・第3種にも該当しない生産性の低い第2種その他農地に該当します。排水処理は敷地内浸透です。

農振の除外は昭和56年以前であり、目的等は不明ですが関係部署とは協議済です。

【議長】

それでは、現地確認状況について、農振部会から報告願います。

【農振部会】

この件に関しましては、周りの農地に影響がないので、部会としては許可相当と判断いたしました。

【議長】

それでは、議案第2号番号1について審議を行います。ご意見、ご質問のある方は挙手願います。

【5番委員】

本件は契約の当事者が高齢者だが、問題はないか。

【議長】

大変な貴重なご意見ありがとうございます。高齢者が詐欺被害に遭う等のリスクについては承知している。今後の対応については、許可権者である群馬県の指導も仰ぎながら検討したい。ありがとうございます。

【事務局】

いただいたご指摘については、事務局の方でも問題意識を持っている。

【5番委員】

契約時の注意を促すPR活動をして良いのではないか。農業者は高齢の方が多いので提案させていただいた。

【7番委員】

かなり大きな面積の転用だが、近所の農業者や農事組合法人へ斡旋はできないか。それが農業委員会の本来の業務ではないか。本当は売りたい中、耕作できないという理由で売却しているのかもしれない。

【議長】

残念だが、申請地付近に大きな農家がないので難しい。

【事務局】

農業委員の本来の役割は、まさに委員のおっしゃるとおりですので、今後ともご協力をお願いしたい。

【議長】

議案第2号番号1について、原案のとおり、許可相当とすることに賛成の方は挙手願います。

(全員賛成)

議案第2号番号1は、許可相当と決定いたします。

次に、番号2について、事務局より説明をお願いいたします。

【事務局】

番号2 令和8年6月19日受付。売買による露天駐車場用地としての農地転用です。

〈譲受人、譲渡人、申請地について説明〉

申請理由は、申請地を譲受人の駐車場用地として売却するための5条転用です。

農地の判断については、第1種農地となりますが、既存敷地の2分の1以下の拡張であり、第1種例外規定に該当するため転用しても問題ないと考えます。排水処理は敷地内浸透です。

農振の除外は令和8年5月であり、除外の目的は今回の転用目的と合致します。説明は以上です。

【議長】

それでは、現地確認状況について、農振部会から報告願います。

【農振部会】

この件に関しましては、周りの農地に影響がないので、部会としては許可相当と判断いたしました。

【議長】

それでは、議案第2号番号1について審議を行います。ご意見、ご質問のある方は挙手願います。

(挙手なし)

議案第2号番号1について、原案のとおり、許可相当とすることに賛成の方は挙手願います。

(全員賛成)

議案第2号番号1は、許可相当と決定いたします。

【議長】

続いて、報告事項に入ります。報告事項について、事務局より説明をお願いします。

【事務局】

報告事項1 農地法第18条第6項の規定による合意解約の届出の受理状況については、10件受理しております。

【議長】

それでは、報告事項について質疑に入ります。ご意見、ご質問のある方は、挙手願います。

(質疑応答なし)

それでは、報告事項について終了とします。

続いて、次第6その他について、何かございますか。

【事務局・参加委員】

- ・鶏糞肥料の匂いのお問い合わせについて。
- ・ペットボトル、ビニールゴミの対応について。
- ・ペットの死骸が農業用水に流れ込んでしまう事案の対応について。

【議長】

以上で、本日の議題は全て終了いたしました。進行を事務局にお返しいたします。

【事務局長】

これにて今月の農業委員会を閉会といたします。お疲れ様でした。